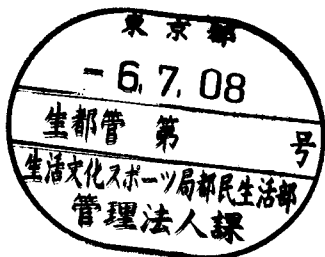


2024年 6 月 21日

東京都知事 殿



郵便番号

特定非営利活動法人の所在地

東京都小平市仲町269-1 サンハイム小山102

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク

代表者氏名 藤内 昌信



電話番号 042-308-3732

Fax番号 042-308-3749

### 定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた  
いので、申請します。

#### 記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	障害者総合支援法の表記にあわせるため 事業として行なう見込みがないものの削除のため

#### 備考

- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
  - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
  - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
  - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
  - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
  - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
    - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
    - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場  
合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - (ロ) 役員等との取引
    - ニ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者  
で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
    - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
    - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
    - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
  - ③ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準  
に適合している旨並びに同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
  - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
  - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
  - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
    - (ロ) 役員等との取引
  - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

2024年 6 月 21日

東京都知事 殿



郵便番号

特定非営利活動法人の所在地

東京都小平市仲町269-1 サンハイム小山102

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク

代表者氏名 藤内 昌信



電話番号 042-308-3732

ファクシミリ番号 042-308-3749

### 定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた  
いので、申請します。

#### 記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	障害者総合支援法の表記にあわせるため 事業として行なう見込みがないものの削除のため

#### 備考

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
  - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
  - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録)
- 4 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
  - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
  - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

特定非営利活動法人 だれもがともに小平ネットワーク 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 本会は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害児・者の地域生活支援に係る事業</p> <p>①居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援（ヘルパー派遣）</p> <p>②短期入所事業（ショートステイ）</p> <p>③<u>共同生活援助事業（グループホーム）</u></p> <p>④移動支援事業（ガイドヘルプ）</p> <p>⑤相談支援事業（一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業）</p> <p>⑥上記のほか障害者総合支援法による障害福祉サービス事業・地域生活支援事業</p> <p>⑦法人独自の地域生活支援事業（タイムケア・宿泊体験・なんでも相談など）</p> <p>⑧介護保険法に基づく居宅サービス事業</p> <p>⑨介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p> <p>⑩介護保険法による居宅介護支援事業</p> <p>⑪<u>知的障害者移動支援従業者養成研修事業</u></p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 本会は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害児・者の地域生活支援に係る事業</p> <p>①居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援（ヘルパー派遣）</p> <p>②短期入所事業（ショートステイ）</p> <p>③共同生活援助・共同生活介護事業（グループホーム・ケアホーム）</p> <p>④移動支援事業（ガイドヘルプ）</p> <p>⑤相談支援事業（一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業）</p> <p>⑥上記のほか障害者総合支援法による障害福祉サービス事業・地域生活支援事業</p> <p>⑦法人独自の地域生活支援事業（タイムケア・宿泊体験・なんでも相談など）</p> <p>⑧介護保険法に基づく居宅サービス事業</p> <p>⑨介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p> <p>⑩介護保険法による居宅介護支援事業</p> <p>⑪訪問介護員養成研修事業・障害者居宅介護従業者養成研修事業・知的障害者移動支援従業者養成研修事業</p>



特定非営利活動法人 だれもがともに小平ネットワーク 第23回通常総会議事録

総会開催日時 2024年5月26日(日) 13時30分～15時30分

場所 小平中央公民館第二講座室

総会次第

1 開会

司会者 理事本庄一聖の開会宣言により開会した。

2 挨拶

理事長 藤内昌信が第23回総会の開催を迎え、法人を代表しての挨拶をおこなった。

3 資格審査

当法人定款24条に基づき、総会成立の定足数についてその資格に関し審査した結果、正会員である29名のうち、出席正会員16名、委任状提出正会員7名、書面表決書提出正会員5名 計28名の参加により、本総会の成立が確認された。

4 議長、議事録署名人の選出

司会者の発議により、本総会議長に山本雅子氏を、また本総会の議事録の署名人として小倉節子氏、藤内昌信氏の両名を推挙したい旨推挙したい旨の発言があり、出席者全員の拍手によりその選出が確認された。

5 議事審査

イ 当法人理事浅川布久子から、第1号議案 2023年度活動報告がなされた。

次いで、理事山本良典より第2号議案 2023年度活動計算報告があり、活動計算報告については、当法人監事臼田典子・青木良から、その活動計算内容は適正である旨の監査結果報告がなされた。

議長より第一号議案・第二号議案について意見を求め、以下の質疑が出された。

- ・自立生活援助についてどのような利用がされているのかももう少し詳しく知りたい
- ⇒ (浅川より) ヘルパー利用している人・いない人がいるが、ヘルパーの支援の範疇では対応できないような個々の困りごとに応じて訪問時に対応している。

これらの質疑回答ののち、承認の可否について意思確認があり、全会一致により可決された。

ロ 次いで理事長藤内昌信より、第3号議案 2024年度活動計画案について、また理事山本

良典より第4号議案 2024年度活動予算案について提案があった。

議長より第3号議案・4号議案について意見を求め、以下の質疑が出された。

・利用者のサポート予定表が郵便事情で日にちがかかるようになり、利用者本人がサポーターが誰なのかとても気にかけているので、特に月初めのサポートの時は何らかの方法で早めに知らせてほしい。

⇒(理事長より)持ち帰り検討したい

・毎年書かれているサポーターや職員増員、力量アップ等が何を具体的にすることが見えてこない。職員が改善提案をして予算をつける実現するという仕組みづくりが必要

⇒(理事長より)職員からの困りごとなどは面談などでも聞いている。ユニット会議に提案して実現している課題もある。

・緊急時対応について、福祉避難所は設備や医師が整ってからということなので3日間は現場で対応となる。これらの対応について活動計画に書いてほしい。

⇒(理事長より)BCP(事業継続)計画については義務となり、法人でも基本的な案は作成したが、今後利用者・家族の方とも具体的な対応については精査していきたい。

・GHおがわの転居後の定員は?

⇒(理事長より)1名増の5名となる。定員を増やさないと都の補助がうけられないため。

・移ったあとのGHおがわはどうなるのか?新しいGHはもっと人を増やせるか?

見学はいけるか?

⇒(理事長より)職員の確保ができるのであれば、おがわの活用も考えられたが、今はそれが難しい。GHの定員は多いとゆっくり話したり関わる時間がもてないので、ともにネットは4~5名がよいと考えている。

これらの質疑回答の後、議長より承認の可否について意思確認があり、全会一致により可決された。

ハ 次いで第5号議案 2024年度理事・監事の承認について議長より案が読み上げられ、以下の理事・監事の全員の任期満了(2024年5月28日)につき、その改選の件が全会一致で承認された。

理事	藤内	昌信
〃	浅川	布久子
〃	山本	良典
〃	青山	悦子
〃	西方	規恵
〃	小菌	妃路子
〃	本庄	一聖

監事 青木 良  
〃 臼田 典子

各役員より自己紹介があった。

なお、2024年5月29日付けで被選任者は席上その就任を承諾した。(任期は2024年5月29日から2025年5月28日まで)

ニ 次いで理事長藤内昌信より第6号議案として定款変更案ならびに定款変更に必要な2025年度事業計画書・2025年度予算書についての提案があった。

特に質疑はなく、議長より承認の可否について意思確認があり、全会一致により可決された。

ホ 次いで、第6号議案として議決効力発生の件について、議長より読み上げ提案があり、全会一致により可決された。

#### 6 議長解任

以上により総会の議事を終了したため、議長は解任された。

#### 7 閉会

理事本庄一聖の閉会挨拶により、本総会を閉会した。

以上この議事録が正確であることを証します。

2024年5月31日

議長 山本 雅子



議事録署名人 小倉 節子



議事録署名人 藤内 昌信



これは本法人の第23回総会議事録の写しに相違ありません  
特定非営利活動法人 日本ECセキショネットワー  
理事 藤内昌信





# 特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワークという。通称は「ともにネット」とする。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都小平市に置く。

### (目的)

第3条 本会は、どんなに重い障害をもっている、だれもがともに生きていける地域社会をつくっていくために必要な事業を行うことにより地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

### (事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 障害児・者の地域生活支援に係る事業
  - ① 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援（ヘルパー派遣）
  - ② 短期入所事業（ショートステイ）
  - ③ 共同生活援助事業（グループホーム）
  - ④ 移動支援事業（ガイドヘルプ）
  - ⑤ 相談支援事業（一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業）
  - ⑥ 上記のほか障害者総合支援法による障害福祉サービス事業・地域生活支援事業
  - ⑦ 法人独自の地域生活支援事業（タイムケア・宿泊体験・なんでも相談など）
  - ⑧ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
  - ⑨ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
  - ⑩ 介護保険法による居宅介護支援事業
  - ⑪ 知的障害者移動支援従業者養成研修事業
- (2) 障害者の福祉に関する調査・研究事業ならびに市民の啓発を図る事業
- (3) 障害者の地域支援にかかわる諸団体や市民との連携をとoshi、だれもが生き生きと暮らせるまちづくりに関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意志をもって入会した個人および団体。

### (入会および入会金・会費)

第7条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は前項の申し込みがあった時、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由をふした書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は入会金および会費を納入しなければならない。
- 5 入会金および年会費の額は、総会で別に定める。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品等の不返還)

第11条 本会は、すでに納入された会費その他の抛出品は返還しない。

### 第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 法第20号各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になる事ができない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を統轄する。理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用などを弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員を選任および解任
- (7) 役員職務および報酬
- (8) 入会金および会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (11) 解散時における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はFAXにより、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数が出席した場合に成立することとする。ただし、委任状による出席は認める。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権)

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法もしくはFAXをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できるものとする。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面、電磁的方法もしくはFAXによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、電磁的方法又はFAXにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は第31条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) 補助金および助成金
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)